

「(仮称) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」の骨子案

1 目的

太陽光発電事業の実施について必要な事項を定めることにより、県民の理解と本県の環境との調和を確保し、もって本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図ることを目的としています。

2 適用を受ける事業

- (1) 太陽光発電設備（出力 50kW 未満のものを除く）を土地又は造成した土地に設置し、発電を行う事業（「太陽光発電事業」といいます。）とします。
- (2) 太陽光発電事業を行おうとする者は、太陽光発電設備の設置、維持管理及び廃止を適切に行うための計画（以下、「太陽光発電事業計画」といいます。）を作成し、あらかじめ知事の認定をうけなければなりません。

3 地域住民への説明

- 事業者は太陽光発電事業計画（案）を公表するとともに、説明会を開催しなければなりません。

4 公告・縦覧手続きの実施

- 事業者から認定申請があったとき、県は公告・縦覧手続きを実施します。
- 地域住民は、環境保全上等の見地からの意見を述べる事が出来ます。
- また、県は申請の内容について市町村長に意見を聴きます。

5 事業計画の認定基準

- 以下の五つの項目とします。
 - ①安全面（土地造成、設備）
 - ②環境面（生活環境・自然環境）
 - ③景観面（色彩、反射等）
 - ④法令面（他法令の許認可状況）
 - ⑤その他（地域住民意見、市町村長意見、行政計画への適合性、事業性、事業終了後の対応）
- 県は、認定審査にあたっては、必要に応じ有識者から意見を聴取します。

6 その他

- 次の県議会定例会に条例案を提出する予定です。

